

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年1月15日 秋田地方法務局筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第2号
対象土地 大館市泉町31番30
大館市泉町49番